

事業者排出量削減計画書 **新規・変更**

(あて先) 京都府知事		18		
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は 大丸 執行役員 京都店長 栗林善夫 電話 075-211		
京都市下京区四条通り高倉西入る立売西町79番地				
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	百貨店業			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））			
計画期間	平成18年4月～平成20年3月			
基本方針	全社、全部門での環境マネジメントシステム「(ISO14001)2003年2月取得」を構築、継続的に改善を図ります。 ①資源の有効活用、②廃棄物の削減と有効活用、③環境にやさしい商品の提供・包装容器の取り扱いに積極的に取り組みます。④省エネルギー機器の導入を図る。			
推進体制	社長を環境管理責任者として環境マネジメントシステム「ISO14001」（2003年2月取得）組織と同じ。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18年度	全部門	店舗照明点灯時間検証、残業（事務所エネルギー消費）の制限、離席時の消灯、階段利用、冷暖房温度（国の設定温度厳守）、自主運行車普通車を軽自動車に取り替え、ターボ冷凍機更新（効率化） 対17年度CO ₂ 排出量 1.5%削減を目標（原油換算 1.5%削減を目標）	
	19年度	全部門	18年度取組を継続と、コージェネレーションシステム導入によるエネルギー消費の効率化。 対17年度CO ₂ 排出量 0.1%削減を目標（原油換算 1.7%削減を目標）	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）
	A 事業所等排出区分	14,482 t	14,463 t	-0.1 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 14,482 t	14,463 t	-0.1 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画） 削減量等 （二酸化炭素換算（t））		
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量） t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量） t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量）	kwh	（削減量） t
		（熱供給量）	GJ	（削減量） t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量） t
	削減量等合計	*3 t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）	
	1 14,482 t	()-(*)3 14,463 t	-0.1 %	
特記事項	当社は、2003年2月に環境マネジメントシステム（ISO14001）を取得、毎年内部環境監査を実施し、2006年継続審査にも合格、年度ごとの目標項目を達成すべく、従業員1人1人が環境への取り組みを実践しております。平成16年3月景観の向上と憩いの場をコンセプトにヒートアイランド現象、大気汚染の防止、建物の断熱・保温効果による省エネを目的に屋上緑化（芝生、植樹475㎡）を設置しました。			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。